

西条市公式 YouTube 運用基準

1 趣旨

この基準は、YouTube を利用した動画の発信を目的として本市が開設する西条市公式 YouTube（以下「市 YouTube」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 運用の目的

西条市の観光、物産、産業等、さまざまな情報を動画で発信することにより閲覧者の方に西条市の魅力をアピールするとともに、より身近に感じてもらうことを目的とする。

3 運用管理者

- (1) 市 YouTube の適正かつ円滑な運用を図るため、市 YouTube 運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (2) 運用管理者は、広報担当課長をもって充てる。運用管理者は次に掲げる業務を行う。
 - ア 市 YouTube のアカウント登録及び ID・パスワード管理に関すること。
 - イ 市 YouTube 全体の構成及び調整に関すること。
 - ウ 市 YouTube 上で発信する情報の内容に関する指導及び助言に関すること。
 - エ 市民等との情報交流における全庁的な調整に関すること。
 - オ 不適切な投稿の削除に関すること。

4 運用方針

- (1) 掲載主体
掲載主体は、広報担当課とする。
- (2) 掲載する情報
西条市の魅力を発信するさまざまな動画情報。情報発信には原則庁内のパソコンを使用しなければならない。
- (3) 運用時間
不定期に掲載することとし、原則として、開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分に行う。
- (4) コメントへの対応
動画へのコメントは入力できないようにする。
- (5) 市 YouTube の停止
市 YouTube で情報を提供するにそぐわない理由がある場合、アカウントを速やかに削除するものとする。